

県有財産売払い

一般競争入札 入札説明書

物件：三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番
(建物付き土地)

計 1 件

入札日：令和 7 年 4 月 30 日（水）

「一般競争入札 入札説明書」をご覧ください、内容を了解の上で、
入札にご参加ください。

福井県総務部財産活用課

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号

TEL 0776-20-0251 (直通)

FAX 0776-20-0628

E-mail zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

HP <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html>



目 次

県有財産の一般競争入札実施要領	・・・	P 1
県有財産売払公示書（写）	・・・	P 8
入札心得書	・・・	P 10
県有財産売買契約書（案）	・・・	P 14
一般競争入札参加申込書「記載例」	・・・	P 20
役員名簿「記載例」	・・・	P 21
資格誓約書「記載例」	・・・	P 22
入札書「記載例」	・・・	P 24
委任状「記載例」	・・・	P 27
入札書、委任状、資格誓約書の記入事項	・・・	P 29
入札物件の詳細	・・・	P 30

様式集（P 44～）

- ・ 一般競争入札参加申込書
- ・ 役員名簿
- ・ 資格誓約書
- ・ 入札書
- ・ 委任状

県有財産の一般競争入札実施要領

Ⅰ 入札物件

(建物付き土地)

土地				予定価格
所在	地番	登記地目	実測面積	
三方上中郡若狭町 北前川39号宮之下	10番	宅地	2,039.75 m ²	11,070,000 円 (内訳) 土地 8,100,000 円 建物 2,700,000 円 消費税 270,000 円
建物				
所在	種類	構造	床面積	
三方上中郡若狭町 北前川39号宮之下 10番地	共同住宅	鉄骨鉄筋 コンクリート造 陸屋根5階建	1階 221.91 m ² 2階 215.52 m ² 3階 215.52 m ² 4階 215.52 m ² 5階 12.12 m ²	
	物置	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	30.25 m ²	

※不動産の取引において、土地には消費税が課税されませんが、建物については消費税が課税されます。

※入札書には、土地および建物の総額(消費税および地方消費税の額を除く)を記載してください。

※※10,800,000 円(予定価格から建物にかかる消費税および地方消費税の額を控除した額)未満での入札は無効とします。

※土地の契約額は、落札額に0.75を乗じた額(小数第1位を四捨五入)とします。

※建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いた額に、消費税および地方消費税として0.1を乗じた額(1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)を加えた額とします。

入札物件の詳細については、「入札物件の詳細」(P30～)をお読みください。

2 入札参加者の資格、入札の参加方法および留意事項

(1) 入札参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項および地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

② 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 その他、「入札心得書」(P10)中、入札参加者の資格を参照してください。

(2) 現地見学会について

現地見学会日時	申込期限	場 所
4月11日(金)午後2時～	4月9日(水)午後5時	三方上中郡若狭町北前川39号 宮之下10番地 (物件現地)

現地見学会への参加を希望される場合は、上記の申込期限までに福井県総務部財産活用課へ以下のとおりメールで申し込んでください。

申込先メールアドレス	zaikatsu@pref.fukui.lg.jp
メールの件名	現地見学会参加申し込み(若狭町)
メール本文の記載事項	① 法人名(法人の場合のみ) ② 参加者の職および氏名(参加者全員分(3名まで)) ③ 参加代表者の電話番号(会社または携帯電話)

※現地見学会に参加されない場合でも入札に参加することはできますが、できる限り現地見学会にご参加いただき、ご自身で物件をご確認ください。

(3) 入札の参加申し込み

入札への参加を希望される場合は、「県有財産売払公示書」(P8～P9)および「入札心得書」(P10～P13)を十分お読みのうえ、以下の書類を令和7年4月23日(水)午後5時【必着】までに福井県総務部財産活用課へ持参または書留郵便により提出してください。

[入札参加申込時に提出していただく書類]

	提出書類	備 考
法人 の 場合	1 一般競争入札参加申込書(※)	
	2 資格誓約書(※)	
	3 印鑑登録証明書	3か月以内のもの
	4 法人登記簿謄本	3か月以内のもの
	5 役員名簿(※)	
個人 の 場合	1 一般競争入札参加申込書(※)	
	2 資格誓約書(※)	
	3 印鑑登録証明書	3か月以内のもの 共有名義の場合は共有者全員分

	4	住民票	3か月以内のもの マイナンバーの記載がないもの 共有名義の場合は共有者全員分
--	---	-----	--

(※) 一般競争入札参加申込書、資格誓約書、役員名簿の様式は、P 4 5～P 5 3にあります。

(4) 留意事項

次の事項を了解の上、入札に参加してください。

- ① 現況と物件調書（P 3 7～P 4 3）等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ② 「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ関係機関でご確認ください。
- ③ 本物件は建築基準法の接道義務を満たしていません。必要に応じて、落札者が隣接地所有者と協議を行ってください。
- ④ 西側と南側の隣接地において特定有害物質（砒素及びその化合物）の溶出が確認されており、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けています。本物件は上記区域指定は受けていませんが、自然由来による汚染のため本物件においても特定有害物質が検出される可能性があります。
- ⑤ 現地が県有地である間は下見のための立ち入りは可能ですが、県有地内での事故等について、県は一切責任を負いません。なお、建物内部には現地見学会の時以外は立ち入りできません。
- ⑥ 建物の附属設備（給湯器等）および建物内の備品についても、建物一式として売却します。
- ⑦ 敷地内の工作物（擁壁等）については、現況のまま売却します。
- ⑧ 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件内外を問わず、県では行いません。
- ⑨ 工作物等にかかる隣接地との越境関係について、県は解消のための交渉や手続きは行いません。
- ⑩ 上下水道、電気および都市ガスなどの供給処理施設の引き込みに要する費用は、落札者の負担となります。
- ⑪ 入札参加申込の際に提出していただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
- ⑫ 落札された場合には、売買契約の締結および所有権移転登記を入札書に記載された名義で行っていただくことになります。入札後の名義変更はできませんので、ご注意ください。（入札参加の申し込みも同名義で行ってください。）

* 「物件調書」（P 3 7～P 4 3）は物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず土地利用等にかかる諸規制についての調査確認を行ってください。

3 入札の日時・場所

物件番号	入札日	入札時間	開札場所
若狭町ーⅠ	令和7年4月30日(水)	午前10時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室

(注)① 開札は、入札締切後ただちに行います。

- ② 受付、入札保証金の納付等は、入札日当日の午前9時30分～午前9時50分の間に福井県庁6階財産活用課で行います。入札時間の直前は受付窓口が混雑しますので、なるべく早めにお越しのうえ受付等を終了されるようご協力お願いします。なお、入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

4 落札者の決定方法

入札は、県の予定価格以上の最高のもをもって落札者としします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

5 入札当日の持参品等

(1) 入札保証金

入札当日（入札前の受付時）、予定価格の100分の5以上の入札保証金が必要です。

詳細についてはP11に記載の「入札保証金」、「入札保証金の代用」を参照してください。

(2) 入札書（様式P51～P52）

「記載例」（P24～P26）を参照してください。

(3) 入札参加者の本人確認書類

運転免許証等、本人であることを確認できる書類を持参してください。（当日、コピーを取らせていただきます。）

(4) 委任状（様式P53）

代理人が入札に参加する場合は必ず持参してください。

「記載例」（P27～P28）を参照してください。

(5) 印鑑

入札書に押印する入札者本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任者の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印した自分の印鑑を持参してください。

(6) 筆記用具

黒のボールペンまたは万年筆

6 入札に付す条件

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結後、当該物件敷地内にある水路および暗渠について、若狭町建設課と協議の上、落札者の負担において、若狭町建設課が指定する位置で分筆を行い、若狭町に寄附してください。また、寄附までの間、水路および暗渠の維持について配慮をしてください。

- (2) 落札者は、県有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額（売買代金の1割）を違約金とし

て県に支払わなければなりません。

7 契約の締結等

落札者には落札通知書を送付しますので、落札通知の日から7日以内に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

※入札保証金を売買代金に充当することはできませんので、ご注意ください。納めていただいた入札保証金は、売買代金納入後、返還します。

- ① 落札通知書とともに、契約書、売買代金の納入通知書、所有権移転登記請求書を送付します。
- ② 落札通知の日から、7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。

売買代金を納入した領収証書（原本）、押印した契約書（1通のみ収入印紙添付）、所有権移転登記請求書、登録免許税（収入印紙）を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しをFAXまたはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）

※ 期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は県に帰属し返還できませんので、ご注意ください。

(2) 売買契約締結から30日以内に売買代金を納付する方法

※売買代金とは別に、契約保証金（売買代金の100分の10以上）の納付が必要です。納めていただいた契約保証金は、売買代金納入後、返還します。なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

- ① 落札通知書とともに、契約書、契約保証金の納入通知書を送付します。
- ② 落札通知の日から7日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に、契約保証金を納入した領収証書（原本）および押印した契約書（1部のみ収入印紙添付）を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、契約保証金を納入した領収証書は、原本送付前に写しをFAXまたはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）
- ③ 契約締結後、売買代金の納入通知書を送付しますので、契約締結の日から起算して30日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。（※売買代金の分割納付はできません。）

※ 売買代金を納入した領収証書（原本）、契約保証金返還請求書、所有権移転登記請求書、登録免許税（収入印紙）を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しをFAXまたはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）

※ 30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

- (3) 契約条項については、県有財産売買契約書（案）（P14～P19）のとおりですのでご熟読ください。

8 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、福井県が行います。

売買契約書（県保管のもの１部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（注）物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

（現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。）

（参 考）

◎印紙税額

契約金額（売買代金）	収入印紙	契約金額（売買代金）	収入印紙
１百万円～５百万円	１千円	５千万円～ １億円	３万円
５百万円～１千万円	５千円	１億円～ ５億円	６万円
１千万円～５千万円	１万円	５億円～１０億円	１６万円

（契約書を平成２６年４月１日～令和９年３月３１日に作成した場合）

◎登録免許税

（土地）

不動産の価額×１，０００分の１５

（建物）

不動産の価額×１，０００分の２０

（令和８年３月３１日までに登記する場合）

（注）「不動産の価額」は、一般に固定資産税評価額とされています。

一般競争入札のながれ

現地見学会 令和7年4月11日（金）午後2時～

① 現地見学会で物件確認

※申込締切：4月9日（水）午後5時

入札参加申込 令和7年4月23日（水）午後5時必着

① 一般競争入札参加申込書等の提出（提出書類はP1～P2を参照してください。）

入札当日 令和7年4月30日（水）【場所：福井県庁】

② 受付（午前9時30分～午前9時50分）【会場：6階 財産活用課】

- ・入札保証金の納付
- ・入札に参加される方の本人確認書類（運転免許証等）の確認

③ 入札（午前10時00分）【会場：6階 入札室】

- ・予定価格以上の金額を入札書に記載

④ 開札（入札締切後ただちに）

- ・予定価格以上で最高のを落札者とする
- ・同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

※落札者以外には入札保証金を入札終了後に返還

入札後1～2日

⑤ 落札通知

落札通知の日から7日以内に契約

即納の場合

落札通知後7日以内

⑥ 契約

- ・代金納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

延納の場合

落札通知後7日以内

⑥ 契約

- ・契約保証金（契約金額の1割以上）の納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

契約後30日以内

⑦ 売買代金納入

⑦ 所有権移転、入札保証金の返還

- ・売買代金の納付が行われたときに所有権移転
- ※売買代金の納付後、入札保証金を指定の口座へ返還します。

⑧ 所有権移転登記

- ・所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

⑨ 登記完了証等の交付

所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

⑧ 所有権移転、入札保証金・契約保証金の返還

- ・売買代金の納付が行われたときに所有権移転
- ※売買代金の納付後、入札保証金、契約保証金を指定の口座へ返還します。

⑨ 所有権移転登記

- ・所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

⑩ 登記完了証等の交付

所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

県有財産売却公示書

下記の土地を一般競争入札により売払いします。

記

1 売払物件（建物付き土地）

土地				予定価格
所在	地番	登記地目	実測面積	
三方上中郡若狭町 北前川39号宮之下	10番	宅地	2,039.75 m ²	11,070,000 円 (内訳) 土地 8,100,000 円 建物 2,700,000 円 消費税 270,000 円
建物				
所在	種類	構造	床面積	
三方上中郡若狭町 北前川39号宮之下 10番地	共同住宅	鉄骨鉄筋 コンクリート造 陸屋根5階建	1階 221.91 m ² 2階 215.52 m ² 3階 215.52 m ² 4階 215.52 m ² 5階 12.12 m ²	
	物置	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	30.25 m ²	

※不動産の取引において、土地には消費税が課税されないが、建物には消費税が課税される。
 ※入札書には、土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載すること。
 ※10,800,000 円（予定価格から建物にかかる消費税および地方消費税の額を控除した額）未満での入札は無効とする。
 ※土地の契約額は、落札額に0.75を乗じた額（小数第1位を四捨五入）とする。
 ※建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いた額に、消費税および地方消費税として0.1を乗じた額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）を加えた額とする。

2 入札・開札の日時、場所

物件番号	入札の日時	入札の場所
若狭町-1	令和7年4月30日（水）午前10時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁6階 入札室

開札 入札締め切り後ただちに開札

入札に参加しようとする者は、令和7年4月23日（水）午後5時（必着）までに、入札説明書に記載の書類を持参または郵送で財産活用課へ提出すること。（郵送の場合は書留郵便を利用すること。）

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項および地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当しない者である

こと。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 契約条項および入札心得を示す場所

福井県総務部財産活用課

福井県福井市大手3丁目17番1号 Tel 0776-20-0251（直通）

5 入札保証金

予定価格の5／100以上

（入札保証金は、落札者が福井県と契約を締結しないときは、福井県に帰属する。）

6 入札の無効に関する事項

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条各号の一に該当する入札は無効

7 入札の条件

(1) 落札者は、契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

(2) 契約条項および入札説明書を熟読し、内容を了知の上で入札に参加すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札参加者は、定刻までに所定の手続きをすませること。

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

以上公告します。

令和7年3月26日

福井県知事 杉本 達治

入 札 心 得 書

福 井 県

入札参加者の資格（福井県財務規則第１４７条）

（地方自治法第２３８条の３第１項）（地方自治法施行令第１６７条の４）

- １ 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができません。
 - （１）一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - （２）破産者で復権を得ない者
 - （３）福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
 - （４）その他、資格誓約書を提出しない者
- ２ 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後２年間入札に参加することができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用することができません。
 - （１）契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - （２）競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
 - （３）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （４）工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （６）上記各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

入札の方法（福井県財務規則第１５０条）

- １ 入札をしようとする者は、入札書に出納員等が交付する入札保証金の現金領収書または有価証券受領書および資格誓約書を添えて、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
- ２ 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
代理人は二人以上の代理はできません。
- ３ 共有名義で入札しようとする者は、入札書および資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名、（入札書には持分）を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を係員に提出すること。
- ４ 入札には二人以上共同して参加することはできません。
- ５ 提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用してください。

入札の無効（福井県財務規則第１５１条）

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (１) 競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
- (２) 所定の入札保証金を納付していない者のした入札
- (３) 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- (４) 二人以上の代理をした者のした入札
- (５) 入札者が連合した入札
- (６) 入札の際不正な行為をした者のした入札
- (７) 金額その他要点を確認することができない入札
- (８) 前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等（県規則を含む）入札条件に違反した入札

入札保証金（福井県財務規則第１５２条）

- １ 入札に参加しようとする者は、予定価格の１００分の５以上の入札保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- ２ 入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約代金納付の際還付します。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

入札保証金の代用（福井県財務規則第１５４条）

- １ 入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - (１) 国債、地方債
 - (２) 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債、阪神高速道路債券
 - (３) 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫ならびに信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手
 - (４) 日本銀行担保、適格社債（公募社債）
- ２ 前項の担保価値は、(１) および (２) については額面金額、(３) にあっては小切手金額、(４) にあっては市場価格の８割に相当する金額とします。
- ３ 上記の担保のうち、(４) を提出する場合については、令和７年４月２３日（水）午後５時までに、に福井県総務部財産活用課 財産グループまで連絡をお願いします。（連絡先電話番号 ０７７６－２０－０２５１）

開札および再度入札（地方自治法施行令第１６７条の８）

- １ 開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。
ただし、入札者またはその代理人が開札場所に立会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立会わせて行います。
- ２ 開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、公売を止めることがあります。この場合異議を申立てることはできません。

落札者の決定（地方自治法施行令第１６７条の９）

入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期（福井県財務規則第１７０条）

- １ 落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
- ２ 落札者は前項の通知を受けた日から７日以内に契約を締結しなければなりません。
- ３ 落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金（福井県財務規則第１７１条、１７２条）

- １ 契約を締結する者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を出納員等に納入しなければなりません。
- ２ 契約保証金は、契約代金納付の際還付します。
ただし、契約を締結しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。
- ３ 入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- ４ 契約を締結する場合において代金が即納されるときは、契約保証金は免除されます。

売買代金の完納の時期（福井県財務規則第１７６条）

県有財産の売払代金はその引渡しの時までに完納しなければなりません。

その他

この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

銀行振出小切手について

入札保証金、契約保証金は、現金のほか、銀行振出小切手でも支払うことができます。

- Ⅰ 銀行振出小切手で支払われる場合は、次の条件を備えている必要があります。
- (1) 手形交換所に参加している金融機関が振出人となっている自己宛小切手（通称：保証小切手）であること。
 - (2) 金額は、過不足のない同額面であること。
 - (3) 持参人払いであること。
 - (4) 振出日から10日を越えないものであること。

(見本)

小 切 手		銀 行 渡 り
支払地 〇〇市	株式会社 ◎◎銀行〇〇支店	
¥ 1 2, 3 4 5, 6 7 8 ※ 上記の金額をこの小切手と引き換えに 持参人 様へお支払い下さい。		
振出日 令和 年 月 日		
振出地 〇〇市		
振出人 株式会社 ◎◎銀行〇〇支店 支店長 △△△△ 印		

県有財産売買契約書（案Ⅰ）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）は、
県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

〔土地〕

所在	地番	登記地目	実測面積
三方上中郡若狭町北前川39号宮之下	10番	宅地	2,039.75 m ²

〔建物〕

所在	種類	構造	床面積
三方上中郡若狭町北前川 39号宮之下10番地	共同住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1階 221.91 m ² 2階 215.52 m ² 3階 215.52 m ² 4階 215.52 m ² 5階 12.12 m ²
	物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	30.25 m ²

（売買代金）

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金 【* 契約金額】円とする。（内訳：土地 円、
建物 円）とする。（うち消費税および地方消費税の額 円）

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金を本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければ
ならない。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転
登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱
託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡され
たものとする。

3 甲は、売買物件に含まれる建物、工作物、建物に付帯する諸設備等（以下「建物等」と

いう。)について乙に現状で引渡し、乙は建物等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保について自らの負担と責任において行うものとする。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(土地の定着物の所有権)

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

(所有権以外の権利)

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特 則)

第13条 乙は、本契約締結後、売買物件敷地内にある水路および暗渠について、若狭町建設課と協議の上、乙の負担において、若狭町建設課が指定する位置で分筆を行い、若狭町に寄附するものとする。また、寄附までの間、水路および暗渠の維持について配慮しなければならない。

2 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金【*契約金額の10/100】円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

(乙) 買受人

【契約後契約保証金を納付し、30日以内に売買代金を支払う場合】

県有財産売買契約書（案2）

売出人 福井県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

〔土地〕

〔建物〕

所在	地番	登記地目	実測面積
三方上中郡若狭町北前川39号宮之下	10番	宅地	2,039.75 m ²

（売買代金）

所在	種類	構造	床面積
三方上中郡若狭町北前川 39号宮之下10番地	共同住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1階 221.91 m ² 2階 215.52 m ² 3階 215.52 m ² 4階 215.52 m ² 5階 12.12 m ²
	物置	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建	30.25 m ²

第3条 乙が甲に支払う売買代金は、金 【* 契約金額】円とする。（内訳：土地 円、建物 円）とする。（うち消費税および地方消費税の額 円）

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金を本契約締結日から起算して30日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 【*契約金額の10/100以上】円を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

3 乙が前条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

（土地の面積）

第6条 甲と乙は、本物件については、実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に、乙に移転する。

2 乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

2 売買物件は、前条第1項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたも

のとする。

- 3 甲は、売買物件に含まれる建物、工作物、建物に付帯する諸設備等（以下「建物等」という。）について乙に現状で引渡し、乙は建物等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保について自らの負担と責任において行うものとする。

（危険負担）

第9条 本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（土地の定着物の所有権）

第10条 土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

（所有権以外の権利）

第11条 甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

（特 則）

第13条 乙は、本契約締結後、売買物件敷地内にある水路および暗渠について、若狭町建設課と協議の上、乙の負担において、若狭町建設課が指定する位置で分筆を行い、若狭町に寄附するものとする。また、寄附までの間、水路および暗渠の維持について配慮しなければならない。

- 2 乙は、本契約締結の日から10年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業および、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

（違約金）

第14条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、金【*契約金額の10/100】円を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第16条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(関係規則の適用)

第19条 本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の適用を受けるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 売出人 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県知事 杉本 達治

(乙) 買受人

一般競争入札参加申込書

令和7年3月26日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 杉本 達治 様

記

申込年月日		令和 ○年 ○月 ○日		
入 札 者 ／ 共 有 者	住 所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○丁目○○		
	フリガナ	カシガイヤ○○○○ ダイヤトリマツ ○○ ○○	持 分	
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 印 (実印)	共有 名義 で申 し込 む場 合の み記 載	
	住 所	〒		
	フリガナ	共有名義で申し込む場合のみ記載		
氏名または商号名称 および代表者職・氏名	印 (実印)			
連絡先 (共有の場合は代表者の連絡先)		TEL: 0776-00-0000 FAX: 0776-00-△△△△ E-mail: ××××@××.ne.jp 担当者名: ○○ ○○		
入札参加 希望物件	所 在 地	数 量		
	三方上中郡若狭町北前川 39 号 宮之下 10 番	土地 2,039.75 ㎡ 建物 910.84 ㎡ (延べ面積)		

- (1) 共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。(郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。)
- (3) 入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書 P2～P3 を参照してください。
- (4)

【提出期限】令和7年4月23日(水)午後5時【必着】

【提出場所】福井県総務部 財産活用課 財産グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251(直通)

FAX 0776-20-0628

記載例

役員名簿

商号・名称	株式会社 ○○○○○
-------	------------

(役員に関する事項)

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （和暦）	住所（住民票の住所）
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
○○○	○○ ○○（△△△ △△）	昭和○○年 ○月 ○日	○○県○○市○○丁目○○
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

資 格 誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事

杉本 達治 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇Ⅰ丁目〇〇

※個人の場合は、氏名を
記入してください。

氏名または名称 株式会社〇〇〇〇
および代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 ※ 押印不要
昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

資 格 誓 約 書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事
杉本 達治 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1 丁目〇〇

氏名または名称
および代表者名 共有者 A さん ※ 押印不要
昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

住 所 〇〇県△△市△ 2 丁目△△

氏名または名称
および代表者名 共有者 B さん ※ 押印不要
昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記 3 または 4 に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

記載例：本人が入札に
参加する場合

(本人・代理人用)

入 札 書

福井県知事 杉本 達治 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(実印)

代理人 (住所)

(氏名)

印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(建物付き土地)

所在地	土地の 登記地目	面積 (㎡)
三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番	宅地	(土地) 2,039.75 ㎡ (実測面積) (建物) 910.84 ㎡ (延べ面積)

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載してください。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

入 札 書

福井県知事 杉本 達治 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇Ⅰ丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

代理人 (住所) 〇〇県△△市△△Ⅱ丁目△△

(氏名) △△ △△

印

(委任状に押印した印)

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(建物付き土地)

所在地	土地の 登記地目	面積 (㎡)
三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番	宅地	(土地) 2,039.75 ㎡ (実測面積) (建物) 910.84 ㎡ (延べ面積)

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載してください。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記載例：共有名義の場合

入 札 書

福井県知事 杉本 達治 様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者（住所）〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇

（氏名） 共有者Aさん （持分1/2）印

（委任状に押印した印(実印)）

（住所）〇〇県△△市△2丁目△△

（氏名） 共有者Bさん （持分1/2）

代理人（住所）〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇

（氏名） 共有者Aさん 印

（委任状に押印した印(実印)）

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(建物付き土地)

所在地	土地の 登記地目	面積 (㎡)
三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番	宅地	(土地) 2,039.75 ㎡ (実測面積) (建物) 910.84 ㎡ (延べ面積)

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		¥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載してください。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記載例：代理人の場合

委任状

福井県知事

杉本 達治 様

※別途提示していただく本人確認書類で
確認できる住所を記載すること。

代理人 (住所) △△県△△市△△2丁目△△

(氏名) △△ △△

印

(認印でも可)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年3月26日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加
することおよびこれに付随する一切の権限

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇1丁目〇〇

(氏名) 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(実印)

※法人の場合で、代表者以外が入札に参加
する場合は、入札者の欄に法人名、代表者
名を記載し、代表者印(実印)を押印のうえ、
代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。
(社員が代理で入札に参加する場合でも委任
状が必要です。)

(代理人・共有名義用)

記載例：共有名義の場合

委任状

福井県知事

杉本 達治 様

代理人 (住所) ○○県○○市○○丁目○○

(氏名) 共有者 Aさん (印)

(実印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年3月26日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和○年○○月○○日

入札者 (住所) △△県△△市△2丁目△△

(氏名) 共有者 Bさん (印)

(実印)

入札書、委任状、資格誓約書の記入事項

入札者		入札書	委任状	資格誓約書（押印不要）
本人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名 印（実印）	不要	本人の住所 氏名
代理人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名	本人の住所 氏名 印（実印）	本人の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印（認印でも可）	
共有名義で入札し、そのうちどちらか一方が代表者となる場合	入札者（代表者となる者）の欄	代表者の住所 氏名 持分 委任状に押印した印（実印）		全員の住所 氏名
	入札者の欄	代表者以外の全員の住所 氏名 持分	代表者以外の全員の住所 氏名 印（実印）	
	代理人の欄	代表者の住所 氏名 委任状に押印した印（実印）	代表者の住所 氏名 印（実印）	
共有名義で入札し、第3者が代理人となる場合	入札者の欄	全員の住所 氏名 持分	全員の住所 氏名 印（実印）	全員の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印（認印でも可）	

※その他必要な書類および提出時期については、P 2～P 3を参照してください。

入札物件の詳細

物件番号：若狭町－Ⅰ

三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番

(建物付き土地)

案 内 図

地 形 図（公 図）

土 地 測 量 図

建 物 平 面 図

物 件 調 書

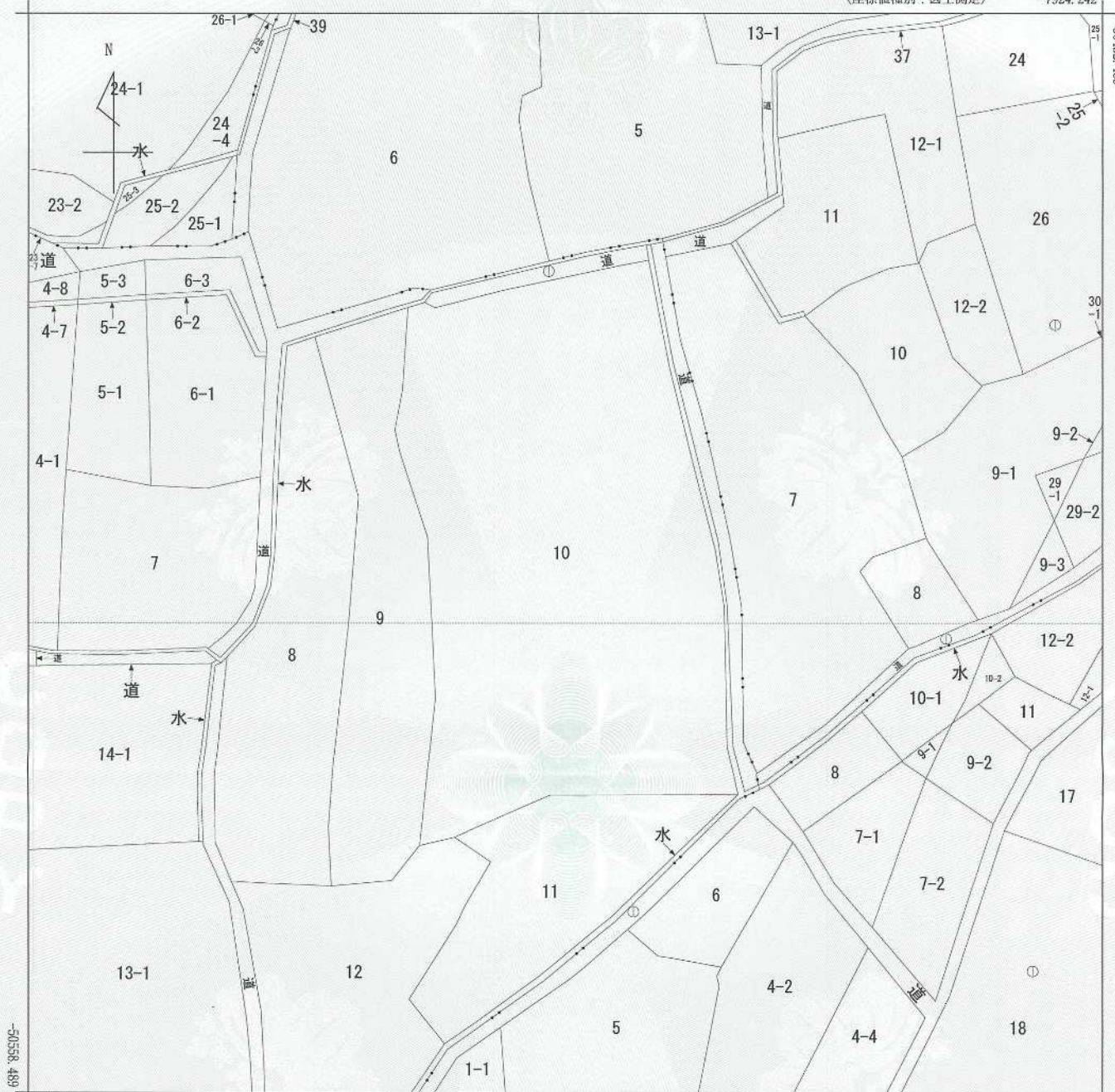
【案内図】



(座標値種別：図上測定)

-7924.242

-50432.489



-8049.242

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	三方上中郡若狭町北前川39号宮之下				地番	10番			
出縮	力尺 1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面			種類 地籍図
作成年月日	昭和48年9月				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福井地方務局敦賀支局管轄)

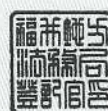
令和6年9月10日

福井地方務局

請求番号：7-1

登記官

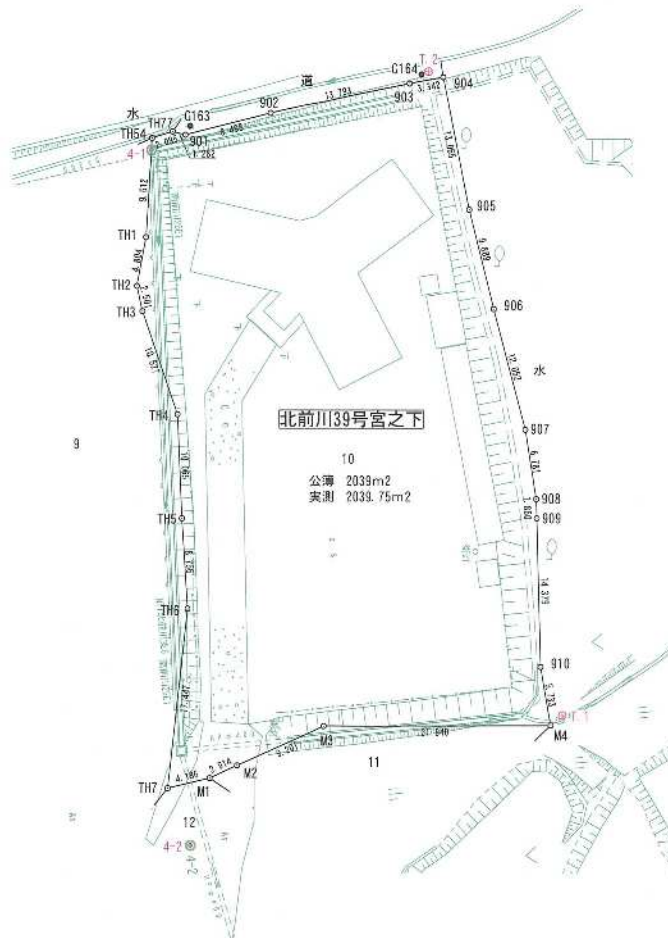
増田 肇



公用

土地測量図

Scale=1:500



地番	北前川39号10番	地	公簿	宅地
公簿面積	2039㎡	目	現況	宅地
所有者名		福井県		
測	X	Y	距離	
TH77	-50466.189	-8003.214	1.282	
901	-50466.510	-8001.973	8.488	
902	-50464.394	-7993.743	13.793	
903	-50461.549	-7980.247	3.342	
904	-50460.939	-7976.961	13.065	
905	-50473.765	-7974.475	9.889	
906	-50483.378	-7972.153	12.052	
907	-50495.048	-7969.141	6.781	
908	-50501.748	-7968.097	1.860	
909	-50503.608	-7968.055	14.379	
910	-50517.983	-7967.737	5.733	
M4	-50523.635	-7966.779	21.940	
M3	-50523.707	-7968.719	9.201	
M2	-50527.484	-7997.109	2.914	
M1	-50528.716	-7999.750	4.186	
TH7	-50528.691	-8003.821	17.447	
TH6	-50512.354	-8001.869	8.756	
TH5	-50503.614	-8002.404	10.065	
TH4	-50493.557	-8002.807	10.527	
TH3	-50483.585	-8006.181	2.501	
TH2	-50481.140	-8006.705	4.894	
TH1	-50476.419	-8005.818	9.612	
TH54	-50466.826	-8005.210	2.095	
面積	2039.7581800			
地積	2039.75㎡			

恒久的地物(基準点)の座標値				
点名	X座標	Y座標	標識	
3-1	-50457.966	-8063.291	金属板	
4-1	-50468.001	-8005.258	金属板	
4-2	-50535.227	-8001.610	金属板	
4-3	-50585.933	-8021.998	金属板	
T.1	-50522.690	-7965.662	金属板	
T.2	-50460.411	-7978.400	プラスチック杭	

引線点				
測点名	種類	X座標	Y座標	
G163	マンホール中心	-50465.848	-8001.502	
G164	マンホール中心	-50460.872	-7979.080	

世界測地系V1系(測地成果2011)

図名	土地測量図			
図番	作成年月	R7.1	縮尺	1/500
業務名	不動産表示登記等業務委託 (若狭町北前川県有地)			
路線名				
測量場所	三方上中郡若狭町北前川地係			
計画機関	福井県教育庁教職員課			
作業機関				

公用

登記年月日：昭和54年7月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局敦賀支局管轄)
令和6年9月10日 福井地方方法務局

登記官

増田肇



(日調連12)

各階平面図

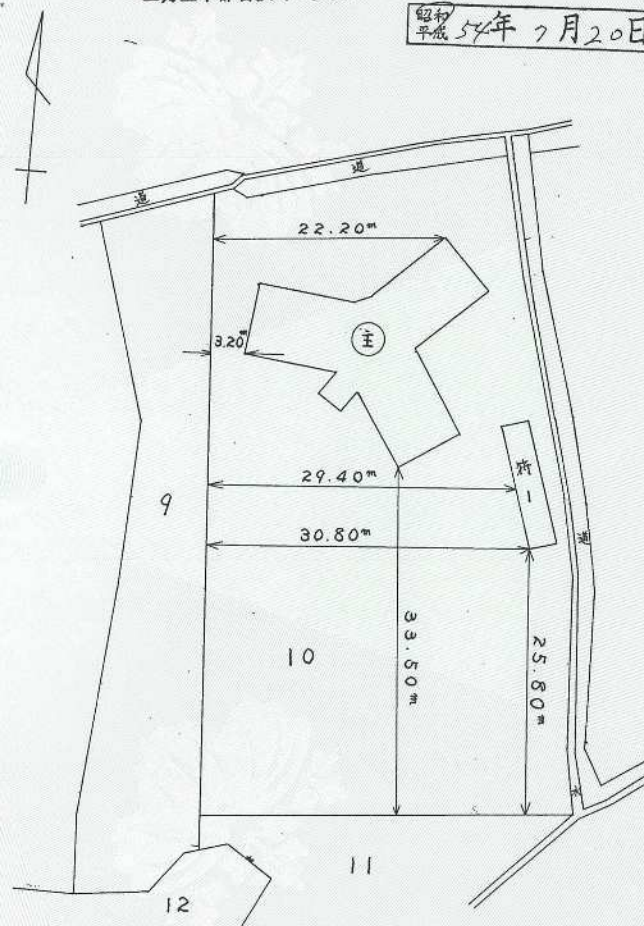
133192

家屋番号 10番

建物の所在 三方郡三方町北前川39号10番地
三方上中郡若狭町と変更

建物図面
各階平面図

昭和54年7月20日登記



作製者 公立学校共済組合 福井支部
主事 三上明 昭和54年7月12日作製
縮尺 1/500

申請人 公立学校共済組合 理事長 杉江
代理人 公立学校共済組合 福井支部
支部長 鈴木邦
縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

登記年月日：昭和54年7月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局敦賀支局管轄)
令和6年9月10日 福井地方方法務局

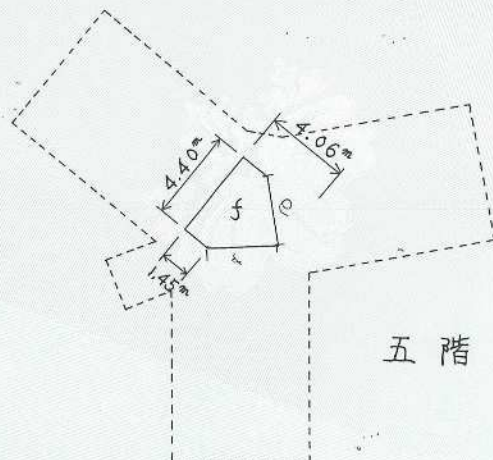
登記官

増田 肇



(日調連12)

133193 各階平面図



五階

求 積

$$\begin{aligned} a &= 9.10\text{m} \times 6.90\text{m} = 62.79\text{m}^2 & e &= 2.50\text{m} \times 2.60\text{m} \times 0.75 \times 0.30 \div 2 = 6.39\text{m}^2 \\ b &= 9.10\text{m} \times 6.60\text{m} = 60.06\text{m}^2 & f &= 4.40\text{m} \times 1.45\text{m} + 4.40\text{m} \times 2.61\text{m} \div 2 = 12.12\text{m}^2 \\ c &= 9.10\text{m} \times 6.60\text{m} = 60.06\text{m}^2 \\ d &= 21.45\text{m}^2 + 11.16\text{m}^2 = 32.61\text{m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \frac{1}{2}x^2 &= 6.60^2 - 5.05^2 \\ x &= 8.499\text{m} \\ 8.499\text{m} \times 5.05\text{m} \div 2 &= 21.45\text{m}^2 \\ \frac{6.90\text{m} + 8.499\text{m}}{2} \times 1.45\text{m} &= 11.16\text{m}^2 \end{aligned}$$

老階 $a+b+c+d+e$
 $= 62.79 + 60.06 + 60.06 + 32.61 + 6.39 = 221.91\text{m}^2$

貳階、參階、四階 $a+b+c+d$
 $= 62.79 + 60.06 + 60.06 + 32.61 = 215.52\text{m}^2$

五階 $f = 12.12\text{m}^2$

床面積

老階	貳階	參階	四階	五階
221.91 m^2	215.52 m^2	215.52 m^2	215.52 m^2	12.12 m^2

作製者

公立学校共済組合 福井支部

主事 三上 明 昭 昭和54年7月2日作製

縮尺

1/250

申請人

公立学校共済組合 理事長 杉 久雄

代理人 公立学校共済組合 福井支部 支部長 鈴木 邦夫

縮尺

1/250

昭和54年7月20日登記

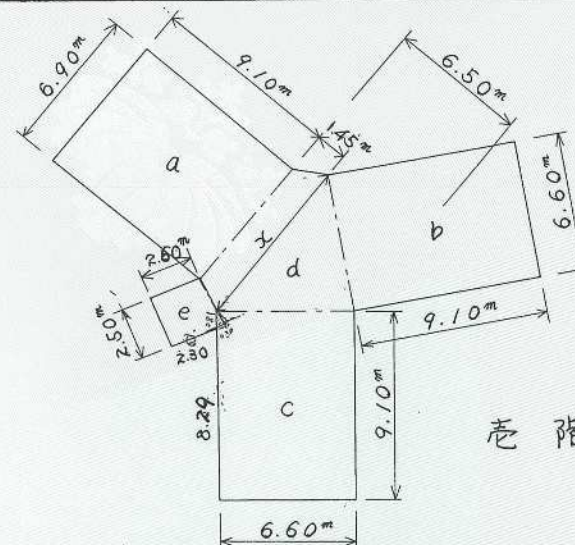
家屋番号

10番

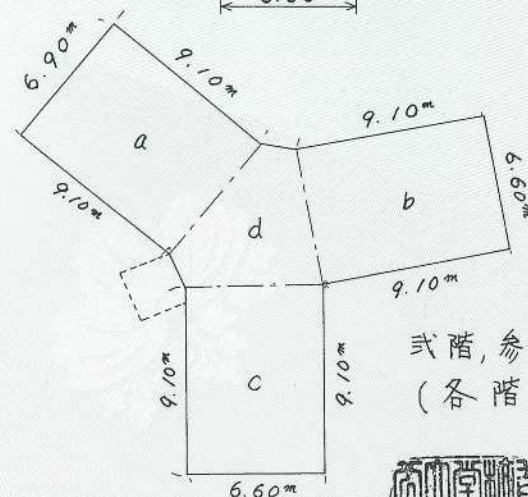
建物の所在

三方郡三方町北前川39号10番地

建物図面 各階平面図



老階



貳階、參階、四階
(各階同型)

(日調連12)

公用

登記年月日：昭和54年7月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局敦賀支局管轄)
令和6年9月10日 福井地方方法務局

登記官

増田肇



(日調連12)

133194 各階平面図

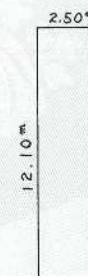
家屋番号 10番

建物の所在 三方郡 三方町 北前川 39号 10番地
三方上中郡若狭町と変更

建物図面
各階平面図

昭和54年7月20日登記

2/2



求積

$$2.50\text{m} \times 12.10\text{m} = 30.25\text{m}^2$$

床面積 30.25 m²

作製者 公立学校共有組合 福井県 三上明範 (昭和54年7月12日作製) 縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

申請人 公立学校共有組合 理事長 代理人 公立学校共有組合 福井県 支部長 鈴木 縮尺 1/250

(日調連12)

請求番号：10-1

(3/3)

物件調書 (建物付き)

物件：若狭町- 1

1 土地

所 在 地	三方上中郡若狭町北前川 3 9 号宮之下 1 0 番				
住 居 表 示	—				
面 積	登 記 簿	2, 039㎡	実 測	2, 039. 75㎡	実測面積は、 (現況測量図・ <u>確定測量図</u>) に基づく
地 目	登 記 簿	宅地	現 況	宅地	
(備考)					

法令に基づく制限概要

(1) 都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域 (内・外)										
	1 市街化区域		2 市街化調整区域		3 非線引区域		4 準都市計画区域				
	5 その他										
	(制限の概要)										
都市計画道路	有 (1 計画決定		2 事業決定		名称			幅員 m)			
	無										
	開発許可等		有 ・ 無		許可等の種類						
土地区画整理法			1 許可番号		号 (平成		年		月 日)		
			2 完了公告		号 (平成		年		月 日)		
	土地区画整理事業		計画	有 ・ 無 ・ 施行中	名称						
	換地 (予定) 期日		仮換地指定 (未・済)			年	月	日	号		
			換地処分の公告 (予定・済)			年	月	日			
清算金		有 ・ 無		(		)					
(備 考)											

(2) 建築基準法に基づく制限

用途地域	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 近隣商業地域 9 商業地域 10 準工業地域 11 工業地域 12 工業専用地域 ⑬ 用途地域の指定なし (制限の概要)	
	特別・用途・地区 1 防火地域 2 準防火地域 3 高度地区 4 高度利用地区 5 特定街区 6 景観地区 7 風致地区 8 災害危険区域 9 地区計画区域 10 高層住居地区 11 都市再生特別地区 12 特別用途地区 13 特定用途制限地域 14 その他 () (制限の概要)	
建築協定		有 ・ ⑮
建築面積の限度 (建蔽率制限)	70%	
延床面積の限度 (容積率制限)	200% ただし接面道路の幅員により左記容積率がさらに下記のとおり制限されます。 容積率＝〔道路幅員〕 m × / 10 × 100%	
外壁後退・壁面線の制限	有 ・ ⑯	
建物の高さの制限	⑰ 1 道路斜線制限 ⑱ 2 隣地斜線制限 3 北側斜線制限 4 絶対高さ 10m ・ 12m 5 日影による中高層の建築物の制限 (種)	
私道の変更または廃止の制限	有 ・ ⑲	
(備考)		

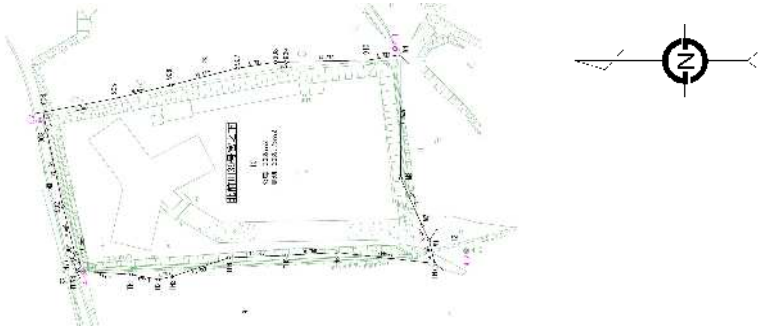
(3) その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第3条1項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

5の3 景観法	14 住宅地区改良法	20 海岸法	27 土地収用法
6 土地区画整理法	15 公有地拡大推進法	21 砂防法	(28) 文化財保護法
6の3 地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	16 農地法	22 地すべり等防止法	29 航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	17 宅地造成等規制法	23 急傾斜地法	
8 旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準	17の2 都市公園法	23の2 土砂災害防止対策推進法	30 国土利用計画法
10 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	18 自然公園法	24 森林法	31 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	18の3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	25 道路法	
12 都市再開発法	19 河川法	26 全国新幹線鉄道整備法	32 土壌汚染対策法
12の5 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	19の2 特定都市河川浸水被害対策法		33 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
13 港湾法			
			その他 () ()
(制限の概要) ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地「北前川遺跡」			

敷地と道路との関係

※法：建築基準法

接 面 道 路	接道方向	公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	北 側	公道・私道	4 番	1.5 m	29.0 m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	側	公道・私道	番	m	m
	道路位置指定道路		昭和・平成 年 月 日 第 号		
道 路 の 種 類	1	(1) 道路法による道路			
		(2) 都市計画法、土地地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路			
		(3) 建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に存在する道			
		(4) 道路法、都市計画法、土地地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの			
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記1の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）			
	3	上記1（3）に該当する道路のうち、幅員が4m未満のもので特定行政庁が指定したもの（法42条2項道路）			
	4	上記1～3に該当しない道路（建築確認不可）			
法43条1項但書の適用			有 ・ 無		
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少			有 ・ 無		
(セットバックの内容)					
路地状敷地（敷地延長）の制限		有 ・ 無 ()			
		路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m
建築物の建築の可否 (可 ・ 否) 私道の変更又は廃止の制限 (法45条による制限があります)		敷地と道路との関係（概略図） 			

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無		有 ・ ☒ 無	
1 対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容			
負担面積	㎡ (持分 /)		
負担金	円		
建築基準法42条2項等により後退（セットバック）する部分の面積			㎡
(備考)			
2 対象不動産に含まれない私道に関する事項			
所有名義人	住 所		
	氏 名		
(備考)			

供給処理施設の概要

	配管等の状況	施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線 ☒ 有 ・ 無	引込可	関西電力送配電株式会社 TEL 0800-777-3081
上水道	接面道路配管 有 ☒ 無	敷地内に量水器あり	若狭町上下水道課 TEL 0770-45-9103
下水道	接面道路配管 ☒ 有 ・ 無	敷地内に汚水枳あり	若狭町上下水道課 TEL 0770-45-9103
都市ガス	接面道路配管 有 ☒ 無	計画なし	 TEL

交通機関および公共施設の状況

交 通 機 関	鉄 道	J R 小 浜 線 三 方 駅 鉄 道 線 駅 三 方 駅 から 南 方 約 1.6 km ・ 徒 歩 約 20 分	
	バ ス	バ ス 停 留 所 方 約 m ・ 徒 歩 約 分	
公 共 施 設	市 町 役 場	市 役 所	物 件 の 北 西 方 約 2.0km
		支 所	
		若 狭 町 役 場	
	小 学 校	三 方 小 学 校	物 件 の 北 方 約 1.2 km
	中 学 校	三 方 中 学 校	物 件 の 北 方 約 830 m

その他

参考事項	・ 北側の道路は若狭町の法定外公共物（赤道）である。対象土地は建築基準法の接道義務を満たしておらず、現状のままでは再建築や増改築の際に建築確認を受けることはできません。詳細については福井県嶺南振興局敦賀土木事務所建築課に事前に確認してください。
	・ 簡易水道については、本管は北側の道路には敷設されていません。南方にある町道に敷設されている本管から南側の隣接地を経由して取付管により引込みを行っています。簡易水道の継続利用の可否については南側隣接地所有者との事前協議が必要です。詳細については若狭町役場上下水道課に確認してください。
	・ 西側と南側の隣接地において特定有害物質（砒素及びその化合物）の溶出が確認されており、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けています。対象土地は上記区域指定は受けておりませんが、自然由来による汚染のため対象土地においても特定有害物質が検出される可能性があります。詳細については福井県嶺南振興局二州健康福祉センター環境廃棄物対策課に確認してください。
	・ 対象土地は現地の土地の形状と測量図の土地の形状が一致していません。
	・ 地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査及び電波障害調査は行なっていません。
	・ 現況での売却となります。
	* 契約後に上記に記載されていない隠れた瑕疵が発見された場合があっても、福井県はその責任を負いません。

2 建物

所 在 地	三方上中郡若狭町北前川 3 9 号宮之下 1 0 番地
家 屋 番 号	1 0 番
種 類	共同住宅
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
床 面 積	延床面積 8 8 0 . 5 9 m ²
登 記 床 面 積	延床面積 8 8 0 . 5 9 m ²
建 築 時 期	昭和 5 4 年 6 月 2 6 日新築
参 考 事 項	・ 上記主である建物のほかに以下の建物等が存在します。
	【附属建物】 符号 1
	種 類：物置
	構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積：3 0 . 2 5 m ²
	【工作物】
	鉄骨造下屋 概測 1 7 . 5 0 m ²
	・ 対象建物は屋上防水シートの亀裂、外壁塗装の剥がれ、建物内部の雨漏り、床の撓み、内壁クロスの剥がれ、壁や床のクラック、玄関ドアの故障、建具の破損など多くの不具合が認められます。
	・ 電気や給排水設備は耐用年数を超過し老朽化・旧式化しているため、正常に稼働するか確認は行っておりません。
	・ 令和 2 年にアスベスト分析調査を実施しています。主である建物の北側外壁でサンプリングを行い、入手した試料の範囲内においてアスベストの含有はなしと判定されています。
	・ 対象建物は昭和 5 6 年改正の新耐震基準以前の基準に基づき建築されていますが、平成 2 3 年に実施した耐震診断判定において「かなりの耐震性を有する」と判定されています。
	・ 外構のネットフェンスは傾いており危険な状態です。
	・ 対象建物の増改築等を行う場合には、建築基準法上の接道義務を満たした上で建築確認申請を行う必要があります。詳細について福井県嶺南振興局敦賀土木事務所建築課に事前に確認してください。
	・ 現況での売却となります。
	※ 契約後に上記に記載されていない隠れた瑕疵が発見された場合があっても、福井県はその責任を負いません。

※ 物件調書は、入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。

(制限等の内容についても、概要のみの記載となります。)

入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての調査、確認を行ってください。

【 様 式 集 】

・ 一般競争入札参加申込書

・ 役員名簿

・ 資格誓約書

・ 入 札 書

・ 委 任 状

一般競争入札参加申込書

令和7年3月26日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事 杉本 達治 様

記

申込年月日		令和 年 月 日	
入 札 者 ／ 共 有 者	住 所	〒	
	フリガナ		持 分
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	印 (実印)	
	住 所	〒	
	フリガナ		持 分
	氏名または商号名称 および代表者職・氏名	印 (実印)	
連絡先 (共有の場合は代表者の連絡先)		TEL : FAX : E-mail : 担当者名 :	
入札参加 希望物件	所 在 地	数 量	
	三方上中郡若狭町北前川 39 号 宮之下 10 番	土地 2,039.75 m ² 建物 910.84 m ² (延べ面積)	

- (1) 共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。
- (2) 提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。(郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。)
- (3) 入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書P2～P3を参照してください。

【提出期限】 令和7年4月23日(水) 午後5時【必着】

【提出場所】 福井県総務部 財産活用課 財産グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0251(直通) FAX 0776-20-0628

役員名簿

商号・名称	
-------	--

(役員に関する事項)

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （和暦）	住所（住民票の住所）
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事

杉本 達治 様

住 所

氏名または名称

および代表者名

年 月 日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記 3 または 4 に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

【 参考法令等 】

●地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 （略）
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
（以下略）

●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

(表面)

(共有名義用)

資 格 誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事

杉本 達治 様

住 所

氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

住 所

氏名または名称
および代表者名

年 月 日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までおよび第6号に規定する者ではありません。
また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。
- 5 県有地を購入したときは、これを上記3または4に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。
- 6 福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。
- 7 入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

【 参考法令等 】

●地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 （略）
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
（以下略）

●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

(本人・代理人用)

入札書

福井県知事 杉本 達治 様

令和 年 月 日

入札者 (住所)
(氏名)

印

代理人 (住所)
(氏名)

印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(建物付き土地)

所在地	土地の 登記地目	面積 (㎡)
三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番	宅地	(土地) 2,039.75 ㎡ (実測面積) (建物) 910.84 ㎡ (延べ面積)

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額											円

- ※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。
- ※ 土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載してください。
- ※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。
- ※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

(共有名義用)

入 札 書

福井県知事 杉本 達治 様

令和 年 月 日

入札者 (住所)

(氏名)

(持分) 印

(住所)

(氏名)

(持分)

代理人 (住所)

(氏名)

印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1 入札物件

(建物付き土地)

所在地	土地の 登記地目	面積 (㎡)
三方上中郡若狭町北前川 39 号宮之下 10 番	宅地	(土地) 2,039.75 ㎡ (実測面積) (建物) 910.84 ㎡ (延べ面積)

2 入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額											円

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「¥」を記入すること。

※ 土地および建物の総額（消費税および地方消費税の額を除く）を記載してください。

※ 代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※ 代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

(代理人・共有名義用)

委 任 状

福井県知事

杉本 達治 様

代理人 (住所)

(氏名)

印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年3月26日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和 年 月 日

入札者 (住所)

(氏名)

印